

町村週報

(町村の購読料は会費)
の中に含まれております

2510号

毎週月曜日発行

発行所 **全国町村会** 〒100 0014 東京都千代田区永田町1丁目11番35号：電話03 3581 0486 FAX03 3580 5955

発行人 谷合靖夫：定価1部40円・年間1,500円(税、送料含む) 振替口座00110 8 47697

<http://www.zck.or.jp>

閑話休題

旅先の印象に欠かせないのはいい匂い、いい香りである。フランス東南部のブルゴーニュ地方は、西南部のポルドー地方とともに、ワインの世界一大産地であるが、秋の収穫期に訪れるとむせかえる匂いに包まれる。丘陵地帯の美しい景観とともに、忘れられぬ思い出が心に刻まれる。

パリを歩けば店先からパンを焼く香ばしい匂いが、ウィーンのカフェハウスではいいコーヒーの香りが、それぞれ町の魅力を生み出している。西伊豆の松崎町では、桜餅用に栽培されているいい葉の香りが畑からしてきて、全国一の生産地となっている。同時に町で売られている桜餅が、これまた滅法旨い。

「このような香りが、町の欠かせない



「西大寺会陽・少年はだか祭り」(岡山)

香りの設計

静岡文化芸術大学学長・東京大学名誉教授
木村 尚三郎

魅力を形づくる時代がやってきた。先行き不安の気持ちに包まれると自己防衛本能が高まり、嗅覚が鋭くなるからである。匂いの良し悪しは町の印象を大きく左右するということである。花かハーブ、お茶その他、草木のいい香りが町の品格を

一段と高める。ヤキトリのいい匂いと味は、外国人にも好評である。反対に、公衆トイレやゴミ、ドブ川などの悪臭は、町のイメージを極端に悪くする。

病院の薬臭い匂い、老人ホームの老人臭の、ウツとくるいやな感じが

取り除かれ、爽やかな花の香りやあるかなきかのお香のいい匂いなどで満たされたとしたら、女も男も、老いも若きも元気が出て、町に活気がよみがえる。マンシヨンの場合にも、これからはいい木の香りとともに、若い人向け、お年寄り向けそれぞれの「香りの設計」がなされれば、町の幸せ度は格段にアップする。

息も絶え絶えの商店街に、鉢植えのいい色と香りの花が並べられ、買い物客にプレゼントされれば、客は必ず戻ってくるだろう。そこにいい香りと味のオープンカフェが出来れば、イメージは決定的によくなる。「香りの設計」が、町の魅力に不可欠のときがやってきた。

もくじ

策 動	地方交付税、前年度以上を確保 = 平成17年度地方財政計画【解説】.....(2)
政 活	郵政改革に関する要望 = 全国町村会(3)
フオーラム	都市住民との交流事業を展開 = 愛知県豊根村.....(6)
情 報	カプセルNOW&NEW(9)
情 報	新任都道府県町村会長の略歴(広島県).....(10)
随 想	「三位一体の改革」の面妖岐阜県御高町長 柳川喜郎.....(11)
情 報	政策レーダー(12)

解 説

平成17年度 地方財政計画

地方交付税、前年度以上を確保

計画総額は1.1%減の83兆7,687億円

政府は2月8日の閣議で平成17年度の地方財政計画を決めた。昨秋の「三位一体改革の全体像」を受けて、「歳出総額の抑制」を図る一方、「安定的財政運営に必要な一般財源総額の確保」を基本に策定。この結果、地方財政計画の規模は83・8兆円、前年度比1・1%減と4年連続して削減したものの、地方交付税総額は前年度に比べ0・1%増の16・9兆円を確保した。また、三位一体改革の17年度分として国民健康保険負担や義務教育費国庫負担金などの補助金改革と合計1・1兆円の税源移譲も盛り込んだ。併せて、地方財政計画と決算の乖離の一体的是正として投資的経費(単独)7、000億円を減額する一方、経常的経費(単独)を3、500億円増額した。

地方交付税については、平成18年度も「三位一体改革の全体像」を踏まえて「必要額を確保」するとされた。しかし、平成19年度以降にも策定が予定されている中期地方財政ビジョンでは、国・地方を合わせた本格的な財政再建をも視野に入れた対策を求められ、さらに、同ビジョン策定には地方六団体も参画することから、地方側は相当に厳しい決断を迫られることも予想される。

平成17年度の地方財政計画は、極めて厳しい地方財政の現状を踏まえ、歳出面では、歳出全般を見直し歳出総額の計画的な抑制を図る一方、当面の重要課題である人間力の向上・発揮、個性と工夫に満ちた魅力ある都市と地方の形成、少子・高齢化対策、循環型社会の構築・地球環境問題への対応などに財源を重点的に配分するとともに、歳入面では、地方税負担の公平適正化の推進と安定的な財政運営に必要な地方交付税、地方税など一般財源を確保引き続き生じる大幅な財源不足に地方財政の運営上支障が生じないよ

う補てん措置を講じる、ことを基本に策定した。

三位一体改革で補助金1・1兆円改革

以上の結果 地方財政計画の規模は前年度比8、982億円、1・1%減の83兆7、687億円となった。地方一般歳出も同7、833億円、1・2%減の67兆3、216億円となっている。

また、歳出抑制と地方税の増収見込みの中、17年度も合計11兆1、621億円の財源不足が生じた。内訳は、通常収支の不足が7兆5、12

9億円、恒久的減税の実施に伴う減収額3兆4、720億円、先行減税に伴う減収額1、772億円となっているが、通常収支の不足額は平成15年度13・4兆円を、16年度に10・2兆円、そして17年度には7・5兆円と年々圧縮している。

この補てんについては、うち通常収支の不足額は、地方交付税の増額による補てん措置2兆5、298億円、臨時財政対策債(赤字地方債)の発行3兆2、231億円、財源対策債の発行1兆7、600億円を補てん。恒久的な減税に伴う減収の補てんは、うち恒久的な減税による地方税の減収1兆9、198億円は、国のたばこ税の一部移譲、法人税の交付税率引上げ、地方特例交付金及び減税補てん債で、国税の減税による地方交付税の影響1兆5、522億円は、交付税特別会計借入金により補てん(国・地方が折半で償還)する。先行減税に伴う減収の補てんは、うち先行減税の実施による地方税の減収783億円は、減税補てん債の発行で補てんし、後年度の地方税増収により償還、国税の先行減税による地方交付税の減収989億円は、交付税特別会計借入金(地方負担)により補てんし後年度の地方交付税原資の増収により償還することとした。

また、平成17年度の三位一体改革では、うち国庫補助負担金の改革は、税源移譲に結びつく国庫補助負担金の改革が合計1兆1、239億円となった。内訳は、国民健康保険

活 動

郵政改革に関する要望 全国町村会

国庫負担5、449億円、養護老人ホーム等保護費負担金567億円、公営住宅家賃対策等補助(うち家賃収入補助分)320億円、義務教育費国庫負担金4、250億円(暫定)など。これに対する税源移譲は、暫定措置とされた義務教育費国庫負担金の減額分を除く6、989億円については6、910億円を所得譲与税として移譲する。この結果、平成16年度に所得譲与税として措置した額4、249億円と合わせて平成17年度は合計1兆1、159億円が所得譲与税として移譲される。また、義務教育費国庫負担金については、平成17年度で暫定的に減額することとした減額相当分4、250億円と、平成16年度から措置された退職

手当・児童手当の暫定的一般財源化分2、042億円を加えた合計6、292億円が税源移譲予定特別交付金により措置される。

なお、税源移譲に伴い、団体間の収入の格差が拡大しないようしつつ円滑な財政運営、制度の移行を確保するため、税源移譲等に伴う増収分については、当面、基準財政収入額に100%算入し、交付税の財源保障・調整機能を適切に発揮することで確実に調整するとしている。

市町村税は2・2%増に

歳入をみると、うち地方税の収入見込額は、道府県税14兆2、737億円、市町村税19兆452億円の計33兆3、189億円(前年度比3・

1%増)とした。前年度に比べ、道府県税は5、831億円(同4・3%)、市町村税4、127億円(同2・2%)の増を見込んだ。市町村税の主な税目をみると、市町村民税は7兆6、818億円(同5・1%増)、固定資産税8兆8、352億円(同0・7%増)、軽自動車税1、519億円(同5・2%増)、市町村たばこ税8、240億円(同3・9%減)、入湯税252億円(同7・0%減)などとなっている。

また、地方譲与税は1兆8、419億円の前年度比6、967億円、60・8%増とした。うち、所得譲与税は所得税から個人住民税への本格的な税源移譲を実施するまでの暫定措置として導入されているもので、

平成17年度は国庫補助負担金改革等を踏まえ1兆1、159億円を人口により都道府県と市町村に譲与する。減税補てん特別交付金、税源移譲予定特別交付金など地方特別交付金は総額1兆5、180億円(同37・4%増)となっている。

一方、地方交付税は16兆8、979億円、前年度比117億円、0・1%増となった。法定率分11兆9、810億円に、一般会計の加算措置2兆5、899億円(うち臨時財政対策分2兆1、641億円など)、交付税特別会計借入金1兆5、911億円(うち恒久的減税による交付税の影響の補てん分1兆4、921億円など)、平成16年度からの繰越分1兆347億円などを加え、交付税特別会計借入金償還799億円と交付税特別会計借入金支払利子分6、591億円を差し引いたもの。国庫支出金は11兆1、967億円、同9、271億円、7・6%減とした。

また、地方債発行予定額(普通会計)は12兆2、619億円、同1兆8、829億円、13・3%減とした。地域再生や地域特性を活かした魅力あふれる地域づくり、安心安全な地域づくりなどに重点的・効率的に対応するため、合併特別事業を1兆1、000億円、同200・0%増、災害復旧事業も536億円、前年度比188・1%増を計上した。また、総額が減少する中、過疎対策事業も2、900億円、同1・5%減、辺地対策事業も556億円、同4・1%減にとどめた。

全国町村会(会長・山本文男福岡県添田町長)は、このたび政府が法案策定の準備を進めている郵政民営化の問題について、町村における郵便局の果たす役割の重要性に鑑み、次のとおり要望書を取りまとめ、竹中郵政改革担当大臣、麻生総務大臣、自民党3役はじめ関係先に提出した。

郵政改革に関する要望

準備を進めている。中山間地域や離島が多く所在する町村において、これまで郵便局は、郵便・貯金・保険の三分野のみならず、住民票の交付などワンストップ行政サービスの拠点等として、住民生活にとって、極めて重要な役割を果たしている。

今般の郵政改革にあたっては、このような郵便局が果たしてきた役割と経緯に鑑み、地域住民の生活の安定と利便性の向上のために、下記事項について強く要望する。

- 1、郵便局の配置については、郵便事業のみならず、貯金事業及び保険事業においても、ユニバーサル(全国一律)サービスを実施できるようにするとともに、ワンストップ行政サービスや在宅福祉を支援するひまわりサービスなど地域に密着したサービスを維持・充実できるように、中山間地域や離島を問わず全国あまねく配置することを法律で義務付けること。
- 2、郵便局の業務については、配置された郵便局が、これらユニバーサルサービスやワンストップ行政サービス等を実質的・現実的に実施できるよう制度的に担保すること。

記

政 策

地方財政計画歳入歳出一覧

1. 歳入歳出総括表

(単位：億円、%)

区 分	平成17年度 (A)	平成16年度 (B)	増 減 額 (A) - (B) (C)	増 減 率 (C) / (B)	備 考
(歳入)					
地 方 税	333,189	323,231	9,958	3.1	
地 方 譲 与 税	18,419	11,452	6,967	60.8	
地 方 特 例 交 付 金	15,180	11,048	4,132	37.4	
地 方 交 付 税	168,979	168,861	117	0.1	
国 庫 支 出 金	111,967	121,238	9,271	7.6	
地 方 債	122,619	141,448	18,829	13.3	
使用料及び手数料	16,438	16,420	18	0.1	
雑 収 入	50,896	52,971	2,075	3.9	
計	837,687	846,669	8,982	1.1	
(歳出)					
給 与 関 係 経 費	227,240	229,990	2,750	1.2	
一 般 行 政 経 費	231,307	218,833	12,474	5.7	
補 助	100,538	97,637	2,901	3.0	
単独(通常分)	119,737	116,650	3,087	2.6	
単独(平成17年度一般財源化分)	2,666	-	2,666	皆増	0.4 投資的経費との一体的かい離是正を除外した場合
国民健康保健関係事業費	8,366	4,546	3,820	84.0	
公 債 費	133,803	136,779	2,976	2.2	
維 持 補 修 費	9,817	9,987	170	1.7	
投 資 的 経 費	196,761	213,283	16,522	7.7	
補 助	73,061	78,583	5,522	7.0	
単 独	123,700	134,700	11,000	8.2	
公 営 企 業 繰 出 金	28,659	30,797	2,138	6.9	
企業債償還費普通会計負担分	20,568	21,841	1,273	5.8	
その他	8,091	8,956	865	9.7	
不交付団体水準超経費	10,100	7,000	3,100	44.3	
計	837,637	846,669	8,982	1.1	
地方一般歳出 (公債費、企業債償還費普通会計負担分、不交付団体水準超経費を除く)	673,216	681,049	7,833	1.2	

(注)一般行政経費の平成16年度の額は、平成17年度との比較対照のため一部組替えをしてある。

2. 歳入歳出構成比

(単位：%)

歳 入	平 成	平 成	差 引	歳 出	平 成	平 成	差 引
	17年度	16年度			17年度	16年度	
地 方 税	39.8	38.2	1.6	給 与 関 係 経 費	27.1	27.2	0.1
地 方 譲 与 税	2.2	1.4	0.8	一 般 行 政 経 費	27.6	25.8	1.8
地 方 特 例 交 付 金	1.8	1.3	0.5	公 債 費	16.0	16.2	0.2
地 方 交 付 税 (臨時財政対策含む)	20.2 24.0	19.9 24.9	0.3 0.9	維 持 補 修 費	1.2	1.2	0.0
国 庫 支 出 金	13.4	14.3	0.9	投 資 的 経 費	23.5	25.2	1.7
地 方 債	14.6	16.7	2.1	公 営 企 業 繰 出 金	3.4	3.6	0.2
使用料及び手数料	1.9	1.9	0.0	不交付団体水準超経費	1.2	0.8	0.4
雑 収 入	6.1	6.3	0.2	計	100.0	100.0	-
計	100.0	100.0	-				

投資単独は実質3・0%減にとどめる

歳出の内訳をみると、給与関係経費は22兆7、240億円、前年度比2、750億円、1・2%減とした。義務教育教職員数は全体で10人増、警察関係職員(警察官)は3、500人の増を見込んだほか、一般職員は社会福祉施設、社会教育施設等の増加、消防防災関係職員の増員で331人増を見込む一方、民間委託で3、527人の減など定員削減によ

り一般職員合計1万1011人の減を見込んだ。一般行政経費は総額23兆1、307億円、同1兆2、474億円、5・7%増とした。うち、国庫補助負担金等を伴うものは10兆538億円(前年度比3・0%増)、国庫補助負担金を伴わないもの(通常分)は、11兆9、737億円(同2・6%増)としている。なお、17年度の投資的経費との一体的乖離是正分として3、500億円を増額しており、これを除くと11兆6、237億

円(同0・4%減)となる。その上で、私学振興対策、青少年健全育成対策等教育・人材育成対策に5、325億円、地域情報化推進事業、教育情報化対策など情報化・科学技術振興対策に4、899億円、わがまちづくり支援事業、共生のまちづくり推進事業、都市再生関連対策、地域文化振興対策、観光立国推進対策、国土保全対策、農山漁村対策及び森林山村対策、生活交通確保対策、市町村合併推進事業など地方活性化・都市再生対策に1兆483

億円、健康づくり推進事業、子育て支援事業など少子・高齢化対策に2、025億円、リサイクル推進事業など環境対策に3、085億円をそれぞれ計上している。公債費は13兆3、803億円、同2、976億円、2・2%減とした。なお、平成17年度末の地方債現在高は同1兆9、742億円、1・4%増の1兆43兆4、470億円となる見込み。また、投資的経費の総額は19兆6、761億円で、同1兆6、522億

情 報

円、7.7%減とした。うち、国庫補助負担金を伴わない12兆3、700億円については、一般行政経費との一体的乖離は正分として7、000億円を減額しており、これを除いた場合は13兆700億円、同4、000億円、3.0%の減にとどまる。

投資的経費の内訳は、国の直轄事業に対する地方団体の負担額が1兆1、351億円(同1.1%減)、公共事業費は6兆1、605億円(同8.0%減)。また、一般事業費は7兆292億円(同12.2%減)で、うち普通建設事業費は6兆9、232億円、災害復旧事業費は1、059億円を計上した。このほか特別の地方債等を財源に公共施設を整備する特別事業費は5兆3、408億円(同2.3%減)を計上した。うち、過疎対策事業費には8、450億円、地域活性化事業費に6、300億円、合併特例事業費に1兆1、700億円、防災対策事業費に1、900億円、地域再生事業費に8、000億円、自然災害防止事業費に636億円などを計上している。

交付税は18年度まで確保されるが

以上、平成17年度の地方財政計画は、「三位一体改革の全体像」を受けて歳出抑制により計画規模を4年連続して減少させる一方、地方交付税総額は前年度以上を確保。さらに、地方交付税など「一般財源総額」は今回の三位一体改革が終わる平成18年度までは保障された。平成16年度

の実質的な地方交付税12%削減に対する地方側の猛反発を反映したもので、麻生太郎総務相が昨年11月の経済財政諮問会議に提案した「地方交付税改革案」では、「平成18年度までの三位一体の改革の間は、国と地方の信頼関係を崩さないよう特に配慮すること」を強調した。このため、今回の三位一体改革については、特に町村関係者からは評価する声が多い。

とはいえ、政府・与党内では、これから「2010年代初頭における基礎的財政収支の黒字化」に向けて「歳入歳出一体改革」議論が本格化する。その中で、総務省は交付税改革案については、不交付団体を人口割合で3分の1とする。中期地方財政ビジョンを策定し法定率分を再セットして地方財源を安定化するとの方針をすでに打ち出している。

しかし、政府が1月に閣議決定した「改革と展望」では、構造改革をしないと公債残高が雪だるま式に増えるとの「内閣府試算」を初めて示したが、そうならないための「改革ケース」では、2009年度の地方交付税を14.7兆円と平成16年度よりさらに大幅削減した姿を前提としている。内閣府は「試算のための仮定であり、各年度の政府の方針を示すものではない」としているものの、今後の財政再建議論では焦点の一つとなることは間違いない。町村は今後、地方交付税をめぐる環境が相当に厳しいものとなることも覚悟しておく必要があるとすだ。

(自治日報記者 井田正夫)

ネットワーク系電子出版物の収集について

国立国会図書館収集部

各町村におかれましては、日ごろ国立国会図書館の納本制度に御理解と御協力を賜り、まことにありがとうございます。

さて、当館では、インターネットその他のネットワーク上に公表された「ネットワーク系電子出版物」(以下「ネットワーク系」といいます。)を法制度に基づき収集することについて、館長の諮問機関である納本制度審議会(衛藤藩吉会長)に対して諮問しておりましたが、これに対する答申が平成16年12月9日に開催された第12回の同審議会において決定されました。

答申においては、内容による選別を行うことなく、ネットワーク系を広く収集対象とすることが適当であるとしており、各町村の開設されているウェブサイトにその他のインターネット情報も収集対象と想定しています。

答申の内容のうち、地方公共団体と関わりのある箇所の要点は次のとおりです。

(1) 地方公共団体の発信したネットワーク系については、従来の紙媒体の出版物と同様、その情報内容の特別な意義にかんがみ、当館の任務である国会審議の補佐の用途に供することを収集の目的とすることが適当である。

(2) 収集に当たり、当館の行う自動収集によるか、又は発信者から当館への送信によるかについては、負担の程度や出版物の性質等を勘案しつつ、発信者にあらかじめ通知して決定することが適当である。

(3) 当館による収集と利用提供が私人の権利や国等の重大な利益に支障を及

ぼすような場合には、当館による自動収集又は当館への送信の拒否又は免除が認められなければならない。

(4) 地方公共団体がネットワーク系を発信する目的にかんがみれば、利用に供するにあたり、私人のものに比して、著作権制限の必要性が高く、また制限を行う合理的理由もある。

(5) 収集・利用に対する損失補償の要否に関しては、地方公共団体の著作物は公的目的で作成・管理されるものであり、当館における「公用」の用途によってその公的目的が妨げられないので、憲法上の損失補償を要する場合には当たらない。

答申の全文は、当館ホームページ「国立国会図書館について」・「審議会」・「納本制度審議会」に掲載しております。また、これまでの審議会及び小委員会の調査審議の経過も同所に掲載しております。

http://www.ndl.go.jp/aboutus/department/council_book.html

本答申を受けて、当館では、法改正など制度化に向けた作業に着手いたしますが、必要に応じて御説明の機会を設けさせていただくことを考えております。

本答申についても、御要請があれば、さらに御説明させていただきますので、お申し付けください。

* 本件に関するお問い合わせは、国立国会図書館収集部収集企画課

課長補佐(納本制度担当)寺倉恵一
電話・03(35506)3349

メール・k.teguchi@ndl.go.jp
までお願いいたします。

平成15年度地域づくり総務大臣表彰
「活力のあるまちづくり部門」受賞

現地レポート

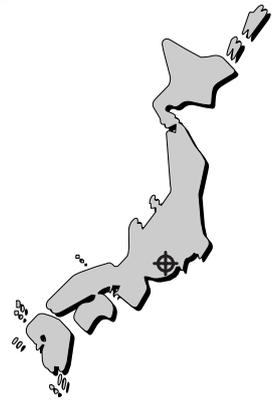
都市住民との交流事業を展開

～山村体験宿泊、地域づくりインターンなど～

山村生活体験宿泊事業



収穫物を手に



愛知県

とよねむら 豊根村

優れた自然環境とともに、年間平均気温12度、年間降雨量2500mmと冷涼多雨で、涼しく快適な夏、雪の舞う厳寒の冬、と四季の変化に富んでいるのが特徴で、明治22年10月1日に村制が施行されて以来、林業を主産業に静かに発展してきた。近年は、豊富な観光資源が着目さ

たしている。豊根村は、愛知県東北部に位置し、長野・静岡両県と境を接する東西14・6km、南北15・6km、総面積121・13平方キロメートル、人口約1400人の山村である。総面積の93%は山林に覆われ、良質のスギ、ヒノキの産地としても有名。村内には天竜川の支流に当たる3本の河川が谷合いを縫って流れ、水量も比較的豊富で多目的に利用されている。村内には佐久間ダムや新豊根ダムが建設され、導水事業による豊川用水への水の供給などによって、水源地域として重要な役割を果たしている。

●林業と観光の村として発展



フォーラム

れ、昭和44年には村内の景勝地、茶臼山高原と大入溪谷が天竜奥三河国定公園に指定され、また、スキー場や温泉施設の開設など積極的な事業展開により観光の村「豊根」として知られるようになった。

だが村では、過疎化、少子高齢化の進行に伴い、定住対策、地域活性化が大きな課題となっていた。

そのため村は、平成12年度に住民参加の下、総合計画を策定。「村民みんな元気・対話する元気な村」をめざし、新たな地域おこしをスタートさせた。

●地域協働支援事業を導入

その一環として、平成13年度から取り組んでいるのが「地域協働支援事業」だ。住民が地域のことを考え、活力を持った地域づくりを行うことをねらいに導入した。

事業主体は組及び集落で、組及び集落内施設の維持管理に関し、住民が協働事業として実施する場合は対

象。個人に利益を及ぼす事業に対しては支援を行わない。原材料費、機械借上げ料(人件費を除く)を補助の対象とし、100万円を上限に100%補助していく。

13年度は13事業、14年度は9事業、15年度は4事業を実施。16年度は小学校閉校に伴う記念誌づくりや地区内の道路環境整備事業など11事業に対し補助を実施している。

「協働事業に対する住民の関心も高く、各地域とも老若男女が積極的に作業に参加するようになり、地域にまとまりが生まれました。会議も頻繁に開催され、地域活力の増進につながっています」と総務課では成果を話す。

●都市住民等との様々な交流事業を展開

また、村は豊かな自然や農山村環境を生かし、以下のような、都市部の住民や子どもたちとの交流事業にも力を入れてきた。

山村生活体験宿泊事業

都市部との交流事業の代表として挙げられるのが、「山村生活体験宿泊事業」である。村、村教育委員会、地域住民の三者によって豊根村山村生活体験宿泊協会を設立し、昭和57年から実施している。都市部の小学生を対象に、自然環境に恵まれた山村の農家で生活体験宿泊を行うことにより、家族関係や仲間づくりを考えるきっかけを提供していくのがねらいだ。

都市部の子供が山村を体験



地域づくりインターン事業・報告会



が中心となって事業を推進しており、地域住民の理解や協力によって村を代表する事業に発展している。

具体的には、夏休みと冬休みの年2回、5泊6日の日程で都市部の小学生30人を募集。村若者センターを拠点に、生活目標に基づき農林家に宿泊して山仕事や農作業を体験してもらうとともに、祭りや地域の行事にも参加。さらに、夏場は川遊びや登山、冬場はスキーを楽しんでもらうなど、毎回充実したプログラムを用意している。

平成16年度で第90期を迎え、延べ4000人を超える子どもたちを受け入れてきた。参加した子どもたちの中には、その後指導者として事業スタッフの一員となり、交流を続けている者も少なくない。

また、農林家へのホームステイにより、過疎化が進む地域の活力の源にもなっているという。

地域づくりインターン事業

平成8年度に国土庁のUJETA

ン促進事業の一環として始まった「地域づくりインターン事業」もユニークな試みだ。都市部の学生が山村などに約半月間滞在し、地域住民や役場とともに地域づくり活動に取り組むもので、そこでの生活や交流を通じ、学生と地域がギブ&テイクの関係を築いていく。

国の事業は8、9年度の2年で終了したが、このつながりを途絶えさせたくないという地域住民と学生の熱意により、12年度から村独自で事業を復活。14年度は国土交通省の補助事業「地域間交流支援事業」として実施し、その後は再び村単独事業として継続している。

「農山村では過疎化や高齢化に直面しながらも様々な地域づくりに取り組んでいます。しかし、そこには若者の姿がほとんどありません。学生が農山村を訪れ、そこでの生活や交流を通して地域づくりに取り組むこの事業は、学生に自分自身を見直すきっかけを提供し、また、地域にとっては、客観的に自らを捉え、新鮮な風を入れる良い機会になっています」と総務課では事業の意義を話す。

これまで、8年度1人、9年度4人、12年度4人、13年度6人、14年度3人、15年度10人、16年度9人の計37人を受け入れている。

当初は村で活動メニューを作成し、地域に協力してもらっていたが、次第にホームステイ受け入れ民家も増え、住民側から様々な体験・交流メニューが提案されるようになり、行政主体から住民主体の事業に

フォーラム

ワーキングホリデー事業



変貌している。地域住民の受け入れ体制が強化されるとともに、地域の意識も着実に変革しているという。

16年度はホームステイ先や活動内容などをインターン生に自主的に決めさせる方式を導入した。

また、約2週間の滞在後も村に関わり続け、交流を継続しながら様々なサポート活動を行っていることとのねらいで任意団体「とよねサポーターズ」が設立されているのも大きな特徴といえる。学生を中心とした主に20代のインターンOB・OGなどによって構成され、行事の手伝い、訪問・交流が続けられている。

電話一本で気軽にホームステイができるようになり、地域のお祭りの時期には必ず何名かが来村するまでになった。インターン生とのメリハリも作られ、定期的な情報交換が行えるシステムも整えられている。

ワーキングホリデー事業

平成11年度～15年度には、「ワーキングホリデー事業」にも取り組んだ。都市住民等を対象に、農林業の手伝いを通して山村の暮らしや仕事

の現場を体感してもらおう事業で、毎年10月～11月の土・日曜等に2泊3日の日程で実施。11年度10人、12年度11人、13年度2人、14年度5人、15年度4人を受け入れた。

「参加者は平均年齢29歳で、田舎暮らしに興味を持ち始めたという人から、真剣に永住を考えたいという人まで様々

でしたが、多くの人が満足のいく体験をしたようです。長期間の滞在希望や多くの住民と関わりたいという意見も出ており、都会などでの日常生活では決して知ることのできない田舎暮らしが体感できたのではないのでしょうか。ワーキングホリデーは参加者や受け入れ農林家にいろいろな面を見直すきっかけとなったと思っております」と総務課では手応えを話す。

地域間交流支援事業

また、村は平成13年度～15年度に国土交通省の補助事業「地域間交流事業」を導入。地域の個性や魅力の発信によって他地域との交流促進や地域活性化を図っていくことを目的に、複数の市町村の連携による施設整備、地域活動、情報発信、地域間交流の一体的な推進に取り組んだ。

「田舎暮らしが静かなブームになっていますが、都会に住む人が農村に生活の場を移すには、乗り越えなくてはならない大きなハードルがいくつか存在します。働き場の問題や生活の場を移すことのリスクです。今後はこうしたリスクを軽減する仕組みづくりが必要となってくると

農作業を体験する若者



考えています」と総務課では話す。

そこで村は、約1億1000万円（うち国庫補助3分の1）を投じ、豊根村に定住できるかの体験期間用（1か月～6か月）住宅を建設した。村で事業展開している「つみきハウス（間伐材）」を利用しているのが特徴で、14年度は世帯者向け2棟と単身者向け2棟、15年度は世帯者向け3棟と単身者向け2棟を整備。常時入居者を募集しており、これまでに11人、3家族が入居している。

また、14年度の地域づくりインターン事業やワーキングホリデー事業を、地域間交流事業のソフト事業に位置付け、事業費の支援（国庫補助3分の1）を受けている。

●地域づくり総務大臣表彰を受ける

地域協働支援事業や都市住民等との各種交流事業の推進によって、住民自ら地域のことを考える機会が増え、過疎化、少子高齢化で悩んでい

た住民の意識にも変化が見られるようになった。

閉鎖的になりやすい山村部に、都市に暮らす若者や子どもたちが入ることによって、新たな価値観が見出されるようになり、住民の意識の中に地域に対する誇りや自信が生まれた。いままでは違った山村のあり方に目覚め、各事業において積極的な参加、意見等が出されるようになったという。

「今後も地域づくりインターン事業などの交流事業を継続し、住民主体の活力のある地域づくりに取り組んでいきます。また、様々な事業にも取り組んでいきたい」と村では意欲をみせている。

これら地域協働支援事業や交流事業は、各方面からも高く評価され、「平成15年度地域づくり総務大臣表彰」の「活力あるまちづくり部門」で表彰を受けている。

「平成15年度の総務大臣表彰は、住民一人ひとりが培ってきた成果に対する評価であると、住民には感謝しているところです。現在、地域住民が管理運営主体となり、田舎の風習や作業をメニュー化して都市部の住民に体験してもらう施設を設置し、さらなる交流を模索しています。いま全国各地において市町村合併が進んでいます。いままでは住民と培ってきたことを住民の財産として、今後もより多くの住民参加を得て、地域活性化を継続していきたいと考えています」。村では今後の抱負をこのように語っている。

情 報

カプセルNOW&NEW

「十勝ワインバイザー」北海道認定制度創設

池田町

町のブドウ・ブドウ酒研究所は、十勝ワインの普及、愛飲者の底辺拡大に寄与することを目的に、「十勝ワインバイザー」の認定制度を創設。2004年11月に第1回目の呼称資格認定試験を実施した。

十勝ワインバイザーは、同研究所独自に設けたオリジナルの資格で、「常に十勝ワインを周知し、こよなく愛する」「十勝ワインが関わって行われる行事には積極的に参加する」「新商品開発に伴う企画などに参加することなどが求められる。受験資格は20歳以上で、受験料は無料。試験前には、十勝ワインの歴史、製造、商品等についての講習を受け、それらについての筆記試験と十勝ワインのテストティング試験に合格すると認定され、認定証とバッジなどが与えられる。

第1回目の認定試験には76人が申し込み、67人が受験。そのうち48人が合格した(男性37人、女性11人)。第2回目の試験は2005年度に実施予定。「十勝ワインファン」として、この資格を通じて交流を図ったり、十勝ワインを多くの人に広める役割を担ってもらえれば」と研究所では期待を寄せている。

ブドウ・ブドウ酒研究所

01557(2)4090

新しい施策への取り組み

「不当要求行為等対策条例」を制定

福島県鏡石町

安全、安心のまちづくりを推進している町は、「不当要求行為等対策条例」を制定し、2004年9月から施行した。暴力団事務所の開設をはじめ、反社会的勢力が様々な手段で町民生活に接近していることから、町の事務事業に係る不当な要求や職員に対する暴力的行為に対し組織として毅然と対処するとともに、未然防止の体制を整備し、公正公平な行政の実現を図るのが目的だ。

条例では、助役を委員長とする不当要求行為等対策委員会を設置し、不当要求行為等への対策を統括することや、不当要求行為者への文書による警告、町民への公表、入札の指名停止などを規定。町の組織内における不当要求行為等の予防、対策を日常的に講じるために課長等を防止対策責任者に充て、日常的な予防策の徹底や職員の訓練、事案発生時の指示等を行っているとしている。

町では、予防策の一環として、「不当要求行為対応マニュアル」を作成。複数の職員で対応することや会話の録音、冷静な対応の心得、具体的事例を交えた対応要領などを記載し、職員の対応の徹底を図っている。

鏡石町総務課

0248(62)2111

「すこやか子育て支援条例」を制定

島根県海士町

町は、2004年10月、「すこやか子育て支援に関する条例」を施行した。離島ゆえの人口流出と極端な少子高齢化が進む現状への危機感から、少子化対策の一環として町民の出産と子育ての経済的負担を軽減し、人口減少に歯止めをかけるのがねらい。5年間の期限付きで導入した。

具体的には、町内在住で定住意思のある夫婦等を対象に、結婚祝い金20万円、出産祝い金1人目10万円、2人目20万円、3人目50万円、4人目以降100万円を贈る。また、出産施設の整備が遅れている離島のハンデ緩和のため、町外出身者の妊婦の里帰り出産を対象にした往復交通費助成(5万円程度)や定期健診、不妊治療のための交通費助成等も規定し、結婚・出産・育児の包括的支援体制の構築を目指す。

町は、同年3月に町民、議会、行政が一体となって、行財政改革・人口施策・産業施策を柱にした自立促進プランを策定。同条例もこの流れを受けて、三者の連携によるワークシヨップなどで検討された。祝い金などの財源は、町職員等の自発的な給与カットを始めとする積極的な行財政改革を進めて確保した。

海士町財政課

08514(2)0114

カプセルNOW&NEW

廃食用油リサイクル事業を推進

山口県小郡町

町は、使用済み植物性食用油を回収し、バイオ・ディーゼル燃料(BDF)に精製してごみ収集車の燃料として再利用する廃食用油リサイクル事業に取り組んでいる。資源循環型社会の実現をめざすのがねらいだ。

町は2004年6月から廃食用油の回収を進めるとともに、約7時間で100リットルのBDFが精製できる廃食用油リサイクルプラントを整備し、同年12月から同リサイクル事業を開始した。廃食用油は給食センターや保育園などのほか、一般家庭や飲食店等事業者からも回収。協力してもらえない家庭には回収用1リットルボトルを配り、容器がいっぱいになった段階で連絡をもらって町職員が集めている。回収時に地元商店などで利用できる地域通貨「300フシ」を贈呈しているのも特徴。

BDFを使用することで、排気ガスの黒煙や硫酸酸化物などの削減、廃食用油廃棄に伴う公共用水域の水質汚濁の防止、軽油使用量の削減に伴う経費節減などの効果が期待できる。現在、1台の廃プラスチック収集車の燃料に使用しているが、今後、回収地域を広げ、BDF使用車の拡大を図っていく。

小郡町環境衛生課

083(973)8136

情 報

香りの文化

アロマトレーナー

阪口 智子

古代エジプトの香り

1922年、ツタンカーメン王(紀元前1344年頃)のミイラが発見された時、棺の周りに副葬されていた香油ツボを開けると、なんとも芳しいエニシダの花のような香りが漂ったといわれています。

この香油は3000年以上も香りを守っていたのです。ミイラの語源は、日本の香道にもある没薬(もっやく)「ミルラ」に由来するものですが、肉体の永久保存のための防腐剤、殺菌剤として使われていました。

古代エジプト人は、人間は死んでも魂は残り、いずれまた肉体に戻ってくる信じていました。そのため遺体を永久保存する必要があったのです。また、香料は香油、クリーム、パウダーなどの身を美しくする化粧品として使われるだけでなく、魔力から守ってくれるものと信じられていました。ツタンカーメン王を守るとともに、やがて王が復活した時、

肌をなめらかに美しくするためにと用意されていたのです。

古代エジプトでは紀元前2600年頃から、パピルスに花やハーブ、スパイスについての記述があります。その中に、化粧品処方箋もあり「若返り」のローションには、フランキンセンス、ミルラ、ユリ、マツ、ミントなどのハーブに、オリブなどの植物油を混ぜていました。また、これらの化粧品を入れるための陶器、アラバスタ(方解石)、ガラスの容器などの製法も同時に発展していきました。大英博物館にはミイラとともに香炉や美しいアラバスタのツボなどが数多く展示してあります。香りの歴史は人間の文化とともに花開いていくのです。

香りの女王クレオパトラ

紀元前1世紀頃、女王クレオパトラの国・エジプトでは、香料産業が発達し、近隣国との貿易も盛んに行われていました。クレオパトラは自分専用の香料工場をもち、バラの香水風呂に入り、寝室にはバラの花を敷きつめていたそうです。1回に使う香料は現在の価格にして約20万円。バラにムスクなどの動物性香料をブレンドした練り香を身につけ、セクシーにゴージャスに装って、シーザーやアントニウスを虜にしたといわれています。

また、クレオパトラの帆船には、遠くからナイル河沿岸にまで香りが届くようクローブが焚きこめられていたそうです。自国の代表的な香料産業を内外に示すため自ら広告塔となり、香りをアピールすることで、

女王としての地位を彼女は築いていったのです。小鳥のような美しい声で数か国語を操り、ウイットに富んだ才智と美貌にあふれた女性クレオパトラは、香りのもつ美容効果と心理的効果を知りつくしていました。豊かな感性と表現力、行動力に富む生きざまは、「絶世の美女」として語り継がれています。香りの力なくしては歴史も変わっていたかもしれませぬ。

自然の恵みとアロマテラピー

人間がたどってきた歴史には、薬として、宗教儀式に欠かせないものとして、その歴史を彩る人々と共に香りの文化も確実に築き上げられてきました。また、医学の祖ヒポクラテスは、健康な生活習慣の一つとして、香料を入れた風呂に入ること、香油を用いたマッサージをすすめています。ペストなどの伝染病が流行った時に、薪を焚きその中にハーブを入れていぶらせてネズミにつくノミを駆除すると、伝染病はおさまったそうです。

古来の生活の中には、現在のアロマテラピーに通じるものが数多くあります。健康法、美容法として、またドラマトイックな空間演出として……、歴史をひもとけば面白いほどに香りがあふれています。自然の恵みを人間の知恵と感性で豊かに築き上げてきた香りの文化。アロマテラピーもその一つであり、自然なくしては得られぬもの。忘れてならないことは、緑育む美しい地球があればこそアロマテラピーも活用でき、楽しめるということなのです。

新任都道府県町村会長の略歴

広島県町村会では1月20日の定期総会で次のとおり会長を選出した。(2月1日付就任)

広島県町村会
安芸郡倉橋町長

石橋 杉嘉

大正15年11月17日生



【住所】広島県安芸郡倉橋町一六四八
五番地

【町長に当選するまでの経歴】 昭和

34年倉橋町議会議員 54年倉橋町議会議長 59年倉橋町長

【町長としての当選回数】 6回

【町会関係の経歴】 平成15年安芸郡町村会長 16年広島県町村会副会長

【主な業績】 県史跡「万葉松原」の保存 長門の造船歴史館・桂浜ふれあいセンター・図書館・総合町民体育館・くらはし温水プール 農業技術拠点センター・ふるさと産業館・農産物加工センター 鹿老渡浄化センター・本浦浄化センター 介護予防センター・知的障害者更正施設 オノ木東町営住宅・特定公共賃貸住宅 町防災センター 全国半島地域活性化優良事例表彰 地方自治で総務大臣表彰

【趣味】 ゴルフ、読書

【家族】 妻、義母

随 想

「三位一体の改革」の面妖



岐阜市長 柳川喜郎 御高

随 想

「改革なくして成長なし」に始まり、郵政改革、年金改革、教育改革等々、まさに改革ラッシュだが、どれもワンフレーズ・ポリテックス・スローガン政治の面目躍如である。

しかし、その実効となると、よく見えてこないのが実情だ。なかでも面妖なのは、私たち町村を巻きこんだ「三位一体の改革」である。

そもそも「三位一体」というネーミングからして奇妙である。「三位一体」とは、キリスト教の基本的教義 神とキリスト、そして聖霊は一体であること Trinity の訳語である。

比喩的に用いるにしても、原意からかけ離れているし、神社参拝に熱心な首相が、キリスト教の基本的教義に由来する「三位一体の改革」を声高にいうこと自体、面妖である。昨年暮にまとまった「三位一体の改革の全体像」に至る経緯も不思議といえは不思議である。

本来、この手の重要な改革は、政府が地方自治体サイドと時間をかけ

て広く論議して、まとめるべきものと思うが、政府は地方六団体に對し、国庫補助負担金改革の具体案を取りまとめるよう要請した。三位一体といながら、なぜ国庫補助金改革についてだけ、しかも口頭で丸投げしたのか、私の頭では理解できない。

政府の要請を受けた地方六団体の会長は、一か月余りの間に、頻りに会談 協議したという。結局、小異を捨てて大同につく、ことで、知事会案を了承し、地方六団体の改革案として政府に提出したそうだが、この間、全国町村会の末端の一員である私たちの段階では、検討、協議の時間はなかった。

国庫補助金、税源移譲、地方交付税のあり方は、私たち町村にとって死活にかかわる重要な問題である。それを広く深く論議することなく、強力なリーダーシップとやらで、短兵急に拙速で決めた手法はとて無理解できない。

それに、一概に地方六団体というが、都道府県と市町村では立場も利

害も大いに異なる。たとえば国民健康保険の負担については、都道府県と市町村の利害は微妙に違う。

地方自治の根幹にかかわる問題だけに、無原則、無定見な付和雷同はいかなるものだろうか。

どなたかは存じあげぬが、全国町村会のある幹部が、「三位一体の改革で都道府県は税源が増えるが、町村は減る一方。何の得にもならない」と、お漏らしになったそうだが、むべなるかなである。

最近、試算した我が御高町の「三位一体の改革」の当年収支損得動定は、補助金廃止分7978万円に對し、税源移譲分6800万円、都合1178万円のマイナス動定である。全国町村会幹部や私の見込みどおりである。

地方六団体の改革案を受けてまとめられた政府の「三位一体の改革の全体像」の内容は、とても合格点をつけられる代物ではない。

もともと「三位一体の改革」の本音、ほんとうの動機が、破綻した国家財政の対策の一つとして、地方自治体への国の支出を減らすことにあったのだから、当たり前といえは当たり前だが、巷間いわれているように、義務教育はいかにあるべきかなど、基本的な論議はそっちのけで、借金のツケまわしの数字合わせに終わってしまった。それに「三位」のうち、もっぱら国庫補助金の削減にスポットが当てられてしまったことは、地方自治体にとっては災難であった。税源移譲は二の次、地方交付税にいたっては三の次にされ、先送りになってしまった。官僚たちの

術策にはめられたのか、これまた面妖である。

地方自治体にとって「三位」のなかで最も重要な地方交付税は、さんざんカットされたあげく、二年間は現行額が保障されたが、その先は大幅削減、全廃論まであって、まさに風前の灯である。

補助金、税源もさることながら、地方交付税制度はなんとしても堅持しなくてはならない。

地方交付税制度には、すべての地方自治体に一定の財源を保障する機能、それに自治体間の格差を調整する機能の二つの立派な機能がある。現在の地方交付税制度ができて半世紀を越え、改善を要する点は多々あるが、いまでも地方交付税の存在理由(レゾン・デートル)は、いささかも失われてはいない。

地方交付税の問題点は、そうした本来機能から逸脱して、国の地方コントロールの手段として、ハコモノなど地方事業債の元利償還に流用されてきたことにある。本末転倒の面妖な論理に惑わされてはいけない。

「平成の大合併」で町村の数は大幅に減る。地方自治の本旨実現のために、全国町村会は今までより動くならなければならない。「(国と)闘う知事会」があるなら、「(国や都道府県と)闘う町村会」があってもいいのかもしれない。

いずれにせよ、いま焦点になってきている郵政民営化で、構造改革一丁あがりとするれば、これは大いなる面妖といわなくてはならない。

政策リーダー

政策リーダー

地方公共団体定員管理調査
結果公表 総務省

総務省は、平成16年4月1日現在の地方公共団体定員管理調査結果を公表した。

地方公務員総数は、308万3、597人で、前年に比べ3万3、407人の減少となり、平成7年度から10年連続の減少となった。今回の調査結果の特徴として、一般行政・特別行政・公営企業等会計の全部門で職員数が減少し、特に市町村の職員数、公営企業等会計部門ともに調査開始以来最大の減少となった。

その理由として、厳しい財政状況の下、事務事業の見直し、組織の統合縮小、外部委託等の活用等、定員管理の適正化に積極的に取り組んできた成果としている。

団体区分別では、都道府県が162万922人(前年比0.6%減)で市町村等は、146万2、675人(前年比1.6%減)で2万4013人の減少となった。

行政部門別の職員数は、一般行政部門が106万9、151人で前年より1万6、434人減となっており、市町村等では、78万6、757人と前年より1万1、544人減となっている。

特別行政部門については、警察部門が警察体制の強化により対前年比で4、141人増、消防部門が消防救急体制の強化により対前年比で470人増となったが、児童・生徒数の減少によつて教育部門が減つたため、全体では、158万531人で9、404の減少となった。

特定外来生物等の
選定に係る意見を募集

「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」を所管する環境省及び農林水産省は、同法の施行を6月に控え、去る1月末に開催された特定外来生物等専門家会合で、指定対象の特定外生物の案について、広く国民から意見を募集することとした。

「特定外来生物」とは、海外から我が国に導入されることにより、その本来の生息地又は生育地の外に存する生物であつて、我が国の生態系人の生命、身体又は農林水産業に係る被害を及ぼし、又は及ぼすおそれがあるものとされ、専門家会合で、37種類の生物が、第1次の特定外来生物の指定対象とすることが適当であるとされた。

この中で特に、取扱いが注目されたブラックバス的一种であるオオクチバスについては、釣り愛好家などからの強い反対もあり、指定の先送りの方針が出されていたが、魚食性が強く、日本各地で本種によるとされる在来種の減少などを含む魚類群構造の変化が報告されており、在来の生態系に被害を及ぼすおそれがあるなどの理由により、環境大臣の指示の下、指定候補リストに載せられることとなった。

なお、意見の募集期間は、3月2日までで、提出された意見を踏まえ、特定外来生物等の選定を行い、指定されると、飼養、栽培、保管、輸入、野外への放出などが原則禁止され、罰則規定も設けられている。

中小企業経営革新支援法改正案
を国会に提出 経済産業省

経済産業省は、利用者にとつて分かりやすい施策体系を実現するため、中小企業経営革新支援法等関係3法を整理統合するとともに、中小企業同士の柔軟な連携による新たな事業活動(新連携)を支援するため、「中小企業新事業活動促進法案」を今国会に提出した。

同法案においては、中小企業信用保険や中小企業投資育成株式会社法の特例を通じて、創業や経営革新、新連携の促進に係る資金調達に対する支援を盛り込んだほか、創業の促進については、エンジェル税制(ベンチャー企業に対する投資を促進するための税制上の特例)によつて個人投資家からベンチャー企業へのリスクマネーの供給の円滑化、資本金1円から会社設立を可能とする商法の最低資本金規制の特例継続を実施する。また、経営革新については、必要な設備投資について所要の税制措置を講じるほか、新連携の促進については、設備投資減税を措置するなど、経営資源の限られる中小企業の取組みを幅広く支援する。さらに、新たな事業活動の促進のための基盤整備については、中小企業が国等の研究開発補助金により開発した新技術を利用して行う事業活動への支援、地域における新事業支援体制の構築など基盤整備の充実に資することとしている。

同法案は、今国会で成立後、4月に施行される見通し。